

Q&A

1. 公共交通機関利用料

Q 1. バス3社共通定期券はどこで買えますか？

以下の場所で買うことができます。

【国際興業バス】

- ①赤羽営業所（北区西が丘3-16-30／TEL: 03-3900-1211）
国際興業バス「赤羽車庫」下車、または都営三田線「板橋本町駅」より徒歩約12分
国立スポーツ科学センター（味の素ナショナルトレーニングセンター）裏手
- ②赤羽駅西口案内所（北区赤羽西1-7-1 パルロード3 ループ館 地下1階）

【関東バス】

- ①エリアビューロー高円寺駅北口（杉並区高円寺北2-5／TEL: 03-3338-2999）

【都営バス】

- ①杉並支所（杉並区梅里1-14-22／TEL:03-3311-2079）
- ②練馬支所（練馬区豊玉上2-7-1／TEL: 03-3993-0432）
- ③王子駅前定期券発売所（北区王子1-10（JR王子駅北口都バスターミナル内）／03-3927-0759）

Q 2. 定期券はいつから買えますか？

- 国際興業バスのバス3社共通定期券購入は利用開始日より新規購入は1週間前、継続は2週間前から買えます。
- 国際興業バスの窓口では、入学通知書にて購入が可能ですので、入学前の3月中でも購入できます。（在校生は通学証明書等が必要になります）
- 国際興業バス以外の関東バスや都バスの窓口で購入される場合は通学証明書等が必要になるため、始業式以降となります。

Q 3. バス3社共通定期券ではなく、国際興業バスの定期券を購入してもいいですか？

- 購入自体は問題ありません。
- ただし、補助金の交付対象は、学校への通学を目的に購入された記名式の通学定期券で、バス3社共通定期券（3か月）×4期分の金額を上限とした交付となります。
- また、週に3回以上別の目的（塾や習い事）でその定期券を使用する場合は、交付の対象になりません。

Q 4. 1か月定期券を購入してもいいですか？

- 購入自体は問題ありません。
- ただし、補助金はバス3社共通定期券（3か月）×4期分の金額を上限とした交付となります。
- このため、買い方によっては、補助限度額を超えて、自己負担が発生する場合があります。

Q 5. 定期券はいつまでに買えばよいですか？

- 原則4月1日～4月14日までに開始の定期券の購入してください。

補助対象となるケース／ならないケース

| 事例 | 対象可否 | 備考 |
|--------------------------------------|------|-----------------------------------------|
| 対象地域から徒歩で通学していたが、年度の途中からバス通学に変更した場合 | ○ | ケガ等で数か月バス通学する場合も対象になります |
| 板橋区内で転居したが、学校は転校せず転居先でも交付要件を満たしている場合 | ○ | |
| 南常盤台校舎（新校舎）に戻った際も、バス通学を継続する場合 | × | 本制度は小茂根校舎への移転によりバス通学が必要となった生徒を対象としています |
| 登校時は「徒歩」で通学し、下校時は公共交通機関を利用する場合 | × | バス通学を主な通学手段として定期券を購入している場合であれば補助対象になります |
| 晴天時は徒歩通学し、雨天時または体調不良時のみ公共交通機関を利用する場合 | | |
| 補助対象地域外または板橋区外へ転居した場合 | × | 住所移動の日から対象外になります |
| 生活保護を受けている場合 | △ | 担当ケースワーカーへご相談ください |

2. 就学奨励費自己負担金

Q 1. 1人での通学が難しいため、親が付き添っています。付添人の交通費も交付の対象になりますか？

- 就学奨励費で付添人の交通費も対象になっている場合のみ、付添人の差額も交付の対象になります。

Q 2. 小茂根校舎から1.5 km以内ですが、就学奨励費で通学費が交付されています。自己負担分の補助の対象になりますか？

- 就学奨励費で通学費の交付が認められている場合は、学校からの距離に関わらず補助の対象になります。

Q 3. 就学奨励費を申請せず、こちらの補助金のみを申請してもいいですか？

- 申請できません。
- こちらの補助金は、就学奨励費を受給している方のみが対象になります。
- 公共交通機関利用料の補助対象に該当するかご確認ください。

3. GPS端末・利用料

Q 1. GPS端末とはなんですか？どこで買えますか？

- GPS端末とは、所持している人の位置情報を確認することを主な目的とした端末機器です。
- 各種携帯会社やIT企業、セキュリティ会社などから販売されています。
- 区として推奨している製品などはありませんので、具体的な製品情報については、インターネット上で「子どもGPS」等の検索ワードでお調べいただき、各ご家庭の状況に応じてご検討ください。
- 購入される製品によって異なりますが、主に製品の公式HPや、各ECサイト（オンラインショッピングサイト）、家電量販店等で販売しています。

Q 2. 元々GPS端末を持っていますが、補助の対象になりますか？

- 対象期間のGPSサービス利用料については、交付の対象になります。

Q 3. GPS端末が故障しました。修理代は出ますか？

- 交付の対象外です。
- また、補償や紛失の保険料も交付の対象外です。

Q 4. スマホ（キッズケータイ）にもGPS機能が付いているものがありますが、スマホ（キッズケータイ）端末代は補助の対象となりますか？

- スマホ（キッズケータイ）は補助の対象外です。
- 本補助制度では、位置情報を確認することを主な目的としたGPS端末のみを対象としています。

Q 5. GPS端末をレンタルする場合、補助対象になりますか？

- 継続した期間に限り交付の対象になりますが、購入の場合と上限額は同じになります。
- 一度利用をやめ再開した場合や利用途中に上限額に達した場合、以後自己負担になりますのでご注意ください。

各補助項目ごとに、申請時には支払証明書類が必要になりますので、パンフレットをご確認いただき、申請時まで大切に保管いただきますようお願いいたします。

詳しくは区HP内に掲載している資料もご確認ください。
ご不明な点がございましたら、以下までお問い合わせください。

【問合わせ先】
板橋区教育委員会事務局
新しい学校づくり課学校配置調整第二係
補助金担当 ☎03-3579-2090

区HP「上板橋第一中学校の改築について」はこちらからご覧ください

